

『南葛西中学校いじめ防止基本方針』

【法による「いじめ」の定義について】

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童・生徒が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

(1) 未然防止のために

<日常的な活動>

- 休み時間の学年階見守り活動→次空き時間の教師
 - 学級の様子の把握→担任（副担任）
 - 授業中の様子の把握→各教科担当
 - 部活動の様子の把握→各顧問
 - 保健室の様子の把握→養護教諭
-] 情報交換・共有

<積極的な取り組み>

- リーダー生徒の育成（学級・生活委員、生徒会役員、各部活動部長）
- 訴え・呼びかけ活動（朝礼・集会・通信など）
- 道徳授業（友情・協力・思いやり・人権など）
- 学年レク（仲間づくり・ゲーム大会など）
- 保護者からのメッセージ（呼びかけ・お手紙など）

(2) 早期発見のために

- アンケート（区教委のもの、学校・学年のもの）
- 連絡帳・学級日誌
- QU テスト（学級満足度・孤立生徒の理解）
- L-Gate「毎日の記録」

(3) 具体的対処

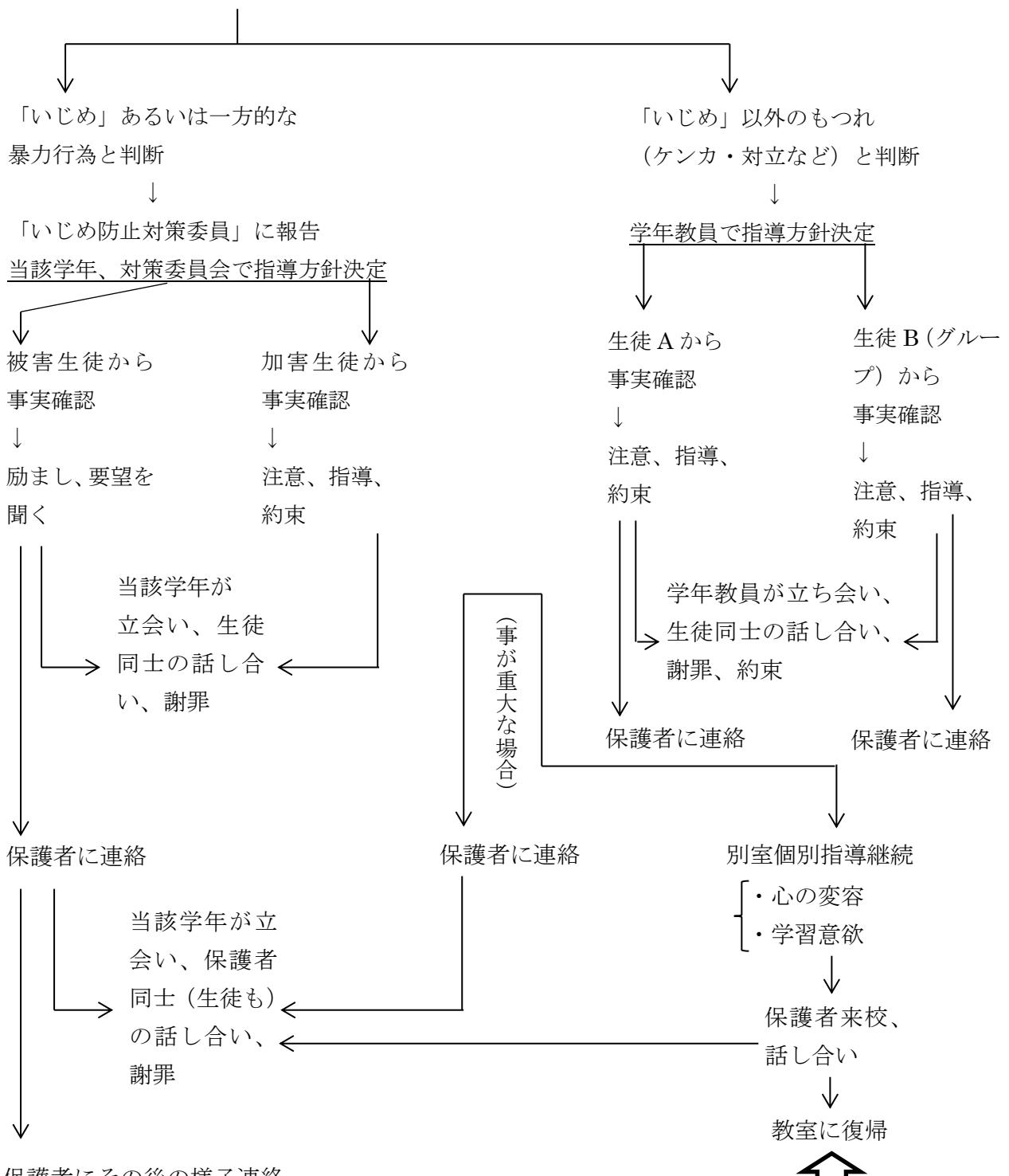
生徒間のトラブル発生・疑いを認知

↓ ←周囲生徒の情報収集(第一発見教員・報告を受けた教員)

学年教員(主任・生活指導部・担任等)でトラブル内容を判断

※いじめ防止対策委員

(管理職、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭等)



保護者にその後の様子連絡

学級生徒の見守り・注意

(4) 年間計画 ※具体的な実施日は、各分掌と相談のうえ決定する。

	取り組み	対策委員会
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の周知 (保護者会・学校 HP) ○リーダーの育成 (学級委員・生活委員・生徒会本部役員) ○仲間づくり集会や学年レク ○QU テスト ○区のふれあい月間アンケート ○生活アンケート ○先生・先輩の体罰暴力アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織づくり・方針決定 ・年間計画作成 ○教務部との連携 ○各学年行事との関連 ○QU データを基にした研修会 ○アンケートを基にした検討会
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ○QU データを参考にした学級経営、声かけ運動 ○リーダーの育成 (後期委員・学級・生活・生徒会本部役員) ○区のふれあい月間アンケート ○体罰暴力アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮生徒の把握 →各学年会で集約 ○QU データを基にした研修会 ○アンケートを基にした検討会
3 学期	○区のふれあい月間アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮生徒の把握 →各学年会で集約 ○アンケートを基にした検討会
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 (毎朝生活委員で) ○L-Gate 「毎日の記録」 ○地域ボランティア活動 (なぎさ自治会、南葛西町会、区主催) ○校内ボランティア活動 (あいさつ、落ち葉掃き、雪かきなど) ○道徳 (友情、思いやり、協力など) 	<ul style="list-style-type: none"> →地域とのふれあい関係・社会体験 →友人とのふれあい関係・協力関係 →各学年道徳担当と連携

(5) 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。お子様のことで何か心配事や違和感を持たれた場合には、ぜひ学級担任までご相談ください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。